

指導に沿った改善計画例

指導内容	改善内容
<p>(5) 適正な組織運営の確保と通報義務等の遵守</p> <p>①管理者が定着しない、離職率が高止まりしている等、組織運営全体に課題がある</p> <p>②職員からの虐待（疑い）事例の報告に対し、確認されずに否定する、通報を禁ずる等の対応が管理者からなされた</p>	<p>①適切な組織運営がなされるよう、法人本部を交えて検討し、組織運営全体の改善計画を策定する。またその内容を職員に周知する。</p> <p>②通報義務を含む高齢者虐待防止法、及び高齢者虐待防止措置の内容を適切に理解し実施できるよう、管理者及び管理職が定期的に高齢者虐待防止に係る外部研修を受講する。</p>

※各指導内容・改善内容について、短期目標・中期目標・長期目標を分けて設定する。

最終報告の前に中間報告のタイミングを設ける等して、改善計画の着実な実施を担保するとよい。

※本表は例示につき「等」と表記している箇所があるが、実際の指導においては、課題となる事項を特定し、具体化する必要がある。

※(8)のような課題に対し、当該施設等あるいは法人自らの改善が期待しにくい（あるいはみられない）場合は、市町村等がモニタリングを兼ねた相談支援を行うほか、コンサルテーションが行える専門家の紹介や、組織運営・経営等に関する相談支援が可能な団体等（例：全国社会福祉法人経営者協議会）との仲介を行う等の対策を検討してもよい。